

平成 19 年度事業計画書

(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成 8 年度 11 百万円から年々増加し、平成 14 年には 83 百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、平成 17 年度にはウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトなど新たな事業が加わり、平成 15 年度～平成 18 年度は同規模の受託総額となっている。

平成 19 年度はベトナム法制度整備支援契約フェーズ 3 が平成 19 年 3 月で終了し、新規の支援プロジェクトが実施される。他方ウズベキスタンプロジェクトは、倒産法注釈書策定が終了し本年 9 月で終了の予定だが、新たにインドネシア、中国向けのプロジェクトが立ち上がり、新しい局面を迎える年となる。受託規模は前年比若干の増加となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成 18 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出 (千円)
平成 12 年度	45,433	53,832
平成 13 年度	65,060	71,622
平成 14 年度	82,968	83,446
平成 15 年度	56,814	57,063
平成 16 年度	56,484	58,038
平成 17 年度	58,543	62,242
平成 18 年度	52,268	54,838
平成 19 年度(予算)	58,700	61,700

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

本年度より実施される新規の支援プロジェクトの一環として民商事分野の立法支援ないし法曹強化支援を目的として本邦研修を実施する予定。

第27回ベトナム研修 平成20年1月～3月(大阪)
実施細目未定

(2)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの4ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)は、平成19年3月31日で終了し、平成19年4月から4年間の予定で新規の支援プロジェクトが実施される。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に関する機関)の能力の改善に向けた取組みを行うことが予定され、起草支援としては、民事訴訟法・行政訴訟法の改正、刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

尚、従来の「民法改正共同研究会」は名称を「ベトナム民法共同研究会」として、民法を中心とした民商事分野の立法支援及び法曹強化支援を目的として改組される。

(1)ベトナム民法共同研究会(東京)

委員長 森嶌昭夫 地球環境戦略研究機関特別研究顧問
委 員 8人
研究会 6回

(2)裁判実務向上研究会(大阪)(予定)

委員長 井関正裕弁護士(元大阪高裁部統括判事)
(従来の判決標準化共同研究会が改組されるもの)

その他研究会については現在未定。

(3)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

平成18年7月に公布・施行された民事訴訟法については適用・普及に向けて、又民法は国会での成立に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成19年度カンボジア研修スケジュール

・第3回カンボジア法曹養成支援研修 7月(大阪・東京)
(日本側実施主体:カンボジア法曹養成共同研究会)
研修員17人、期間2週間

・平成19年度カンボジア法整備支援研修 1～2月頃(東京)
民法・民訴法及び関連法起草支援 (日本側実施主体:民法・民訴法作業部会)

研修員 6 ~ 8 人、期間 2 週間

(4) カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに平成15年3月に草案引き渡しが完了したが、カンボジア側は(Ⅰ)両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(Ⅱ)民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、(Ⅲ)司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ2)が平成16年4月からスタートし当初は平成19年3月までの予定であったが1年延長され平成20年3月までとなった。この間、民事訴訟法案は平成18年7月に公布・施行(適用は本年7月から)されることとなり、又民法草案は平成18年12月閣議決定され、本年の国会で審議公布される予定。

当年度も従来からの下記部会が継続され、支援を続ける予定である。

(Ⅰ)民法作業部会(東京)

委員長 森嶺昭夫 地球環境戦略研究機関特別研究顧問
委 員 13人
作業部会 9回/年

(Ⅱ)民訴法作業部会(東京)

委員長 竹下守夫 駿河台大学学長
委 員 9人
作業部会 8回/年

(Ⅲ)カンボジア法曹養成共同研究会(大阪)

委 員 5人
作業部会 6回/年

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5~6名を起用して取り進める。

(5)ウズベキスタン法整備支援セミナー

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めてきた。国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から5カ年計画で経済取引を促進する法制度に関する本邦研修を行っており平成14年は「中小企業法制」、平成15年は「土地法と担保制度」、平成16年度は「倒産制度」をテーマとして実施された。平成17年度からは最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが実施されており、倒産法注釈書の完成引き渡しが終了し、普及活動に入る段階であるが、これに関連し関係者を招聘し、セミナーが開催される予定で、当財団はこれに協力する。

ウズベキスタン法整備支援セミナー
平成19年9月(大阪、1週間)
経済裁判所を中心に歴代の研修員4～5人

(6)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、平成17年度より開始された最高経済裁判所を支援対象機関としての倒産法注釈書作成支援プロジェクトは注釈書が完成し、本年9月をもって終了する予定。

倒産法注釈書作成支援委員会(大阪)
委員長 池田辰夫大阪大学教授
委員 5人
委員会 9月迄に4回程度

(7)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)5名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力をを行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

平成19年度国際民商事法研修(地域研修)

対象地域：インドシナ半島4ヶ国
カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等から各国3名、日本人5名、合計17名参加予定
期間：平成20年2～3月 約5週間
場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、JICA東京国際センター

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市での石川国際民商事法センター主催のシンポジウムにも参加する。

(8)インドネシア和解・調停制度強化支援研修

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請している。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、(実質的には研修のカテゴリーに入る)ので「インドネシア研修」と略称する。) 次いで 平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施された。

その成果を踏まえ、国際協力機構は本年度から和解・調停制度整備のためのプロジェクトを立ち上げることを決め、本邦研修も実施される。当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

インドネシア和解・調停制度強化支援研修

平成19年10月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人~12人

(9)その他諸国(インドネシア、中国、ラオス、モンゴル等)法制度整備

インドネシアに対しては、本年度から「和解調停強化支援作業部会」が立ち上げられ、インドネシアでの和解・調停制度整備を支援する。又中国(全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会)から新規に民事訴訟法及び仲裁法改正に関して支援要請があり、本年は初年度としてプロジェクトの方向性を協議検討すべく関連会合が予定されている。財団はこれら作業部会、関連会合につき会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務を行う。

(10)中国法整備支援研修(民訴法・仲裁法改正支援(仮称))

中国(全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会)から民事訴訟法・仲裁法改正に関し日本側の協力要請があり、国際協力機構、法務総合研究所ではこれに応じる予定で本年度はその初年度であり、現地でのセミナー及び本邦研修が開始される。

中国法整備支援研修

平成19年11月 大阪

研修員7人、期間2週間

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修を実施している。また当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実

施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第9回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度をめぐる実務上の諸問題

日本セッション 平成19年6月11日～6月21日東京

韓国チーム5名及び韓国法院の教授、教官が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

韓国セッション 平成19年10月22日～11月1日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

(2) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

当財団は國務院国家発展改革委員会を中国側の窓口として商務部や社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第12回日中民商事法セミナーを日本(東京及び大阪)で開催する。

第12回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成19年9～10月 東京及び大阪

テーマ：「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」

「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」

主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO

中国：國務院国家発展改革委員会

中国側講師：テーマに関する専門家講師2名招聘

(中国側団長として国家発展改革委員会杜鷹副主任に来日を要請する)

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側より民商事法分野での現在中国での重要な動きについて上記テーマを取り上げるが、日中双方にとり時宜を得たものと考える。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来

に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度ををテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、年1～2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり神戸大学の近藤教授を座長として「株主代表訴訟」をテーマに研究事業を立ち上げ研究を実施しているが、この研究の中間段階でミニシンポジウムを開催する予定。

時 期：平成20年2月

場 所：大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

対象国：「株主代表訴訟」研究の対象国

テマ：株主代表訴訟

(対象国より講師を招聘)

(4)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に關係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していくたい。

ローエイシア国際会議への財団関係者の参加

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法を実施してきたが、平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり、国際会社法に関連したテーマとして「株主代表訴訟」について研究事業を実施している。

株主代表訴訟研究会

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間：平成18年度～20年度 3年間

対象国：中国、韓国、シンガポール、台湾、オーストラリア等より選択

研究会：座長 近藤光男神戸大学教授

研究会委員 7人

当年度は定期的研究会開催を中心に実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。1～2ヶ国対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成19年7月発行

平成18年度事業報告、平成19年度事業計画を掲載

財団設立10周年記念式典・講演会

平成19年11月発行

第12回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2～3回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。